

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保険医療機関の指定
- 保険医及び保険薬剤師の登録
- 三朝町国民健康保険条例一部改正の認可
- 国有財産の公用廃止
- ひな白痢の検査実施
- 建設業者登録まつ消
- ◇公告 昭和三十三年二級建築士資格試験合格者

## 告示

鳥取県告示第三百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三  
第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定し  
た。

昭和三十三年九月二日

鳥取県知事、遠藤 茂

名称	所在地	指定年月日
井崎医院分院	鳥取市吉方町八二〇	昭和三十三年七月十一日
加藤医院	八頭郡用ヶ瀬町中町三八二	七月二十六日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市京町一八五	七月一日
中村歯科医院	東伯郡由良町由良宿	五月二十日

鳥取県告示第四百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五  
第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師  
の登録をした。

昭和三十三年九月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

氏名	住所	登録の 記号番号	登録年月日
藤瀬 秀親	米子市上後藤三二	鳥医 六五四	昭和三十三年 七月十九日

藤瀬 秀親 米子市上後藤三二 鳥医 六五四 昭和三十三年七月十九日

瓜生 昭五 " 尾高町三三 " 六五五 " 七月二十五日  
 古賀 要 " 天神町一丁 鳥函 " 一九五 " 七月二十八日  
 平野 温馬 鳥取市福井二二二 鳥粟 九九 " 七月十四日

**鳥取県告示第四百一十号**  
 国民健康保険を行う三朝町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づき、三朝町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年八月二十二日認可した。

昭和三十三年九月二日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

**鳥取県告示第四百二十号**  
 次の土地はその公用を廃止する。  
 昭和三十三年九月二日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 場所 東伯郡三朝町大字山田一八〇番地先 一八三  
 一 地目その他 堤防（土手）  
 一 面積 六一、〇六五平方メートル  
 （関係図面は土木部管理課に保管）

**鳥取県告示第四百三号**  
 次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。  
 昭和三十三年九月二日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別 表

実施期日	実施区域	実施場所
九月八日	鳥取市行徳 山下種鶏場	同上
" 九日	長柄、福本 鳥、小谷	"
" 十日	向国安 横山	"
" 十一日	富安 安田	"
" 十一日	岩坪 福本	"
" 十二日	山本	"
" 十二日	岩美郡国府町高岡	川上
" 十三日	鳥取市上古海 細川	谷口
" 二十九日	御弓町 宮木	"
" 二十九日	岩美郡福部村海士 井手野	"
" 二十九日	細川 横山	"
九月十五日	八頭郡河原町布袋 川上	"
" 十六日	森本	"
" 十六日	田中	"
" 十七日	郡家町久能寺 尾崎	前鳥
" 十八日	八頭村安井 八江	田村
" 十九日	西尾	川上
" 二十日	小別府 田中	"
" 二十日	佐治村畑、稲村	"
" 二十日	高山、上田	"
" 二十二日	智頭町智頭 白間	"
" 二十四日	篠坂 北山	"
" 二十五日	郡家町市場 山崎	"
" 二十六日	船岡町橋本 勝連	"
" 二十六日	小原	"
" 八日	東伯郡羽合町長瀬 戸崎	"
" 九日	戸崎 辨二	"
" 九日	吉田	"

〃十日	倉吉市鴨河内	内田	〃
〃十一日	〃	磐若 高間	〃
〃十二日	〃	清谷 鹿田	〃
〃	東伯郡北条町上下	岸田	〃
〃十五日	〃	関金町大鳥居 山本	〃
〃	倉吉市上古川	牧田	〃
〃十六日	東伯郡由良町別所	佐伯	〃
〃十七日	〃	東伯町光好 三浦	〃
〃	〃	八橋 近藤	〃
〃十八日	〃	三朝町片柴 徳水	〃
〃	西伯郡大山町上中高	高虫	〃
〃	〃	所子 門脇	〃
〃	〃	美甘	〃
〃十九日	〃	名和町押平 押村	〃

〃	〃	高田 小林	〃
〃二十日	〃	中山町高橋 福留	〃
〃	〃	名和町倉谷 山中	〃
〃二十四日	〃	米子市彦名町 木村	〃
〃二十五日	〃	灘町三丁目 初岡	〃
〃二十六日	〃	境港市上道町 門永	〃
〃二十七日	〃	〃	〃
十月一日	〃	日野郡溝口町大内 松本	〃

鳥取県告示第四百五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 名称  
鳥取県知事登録 昭三三、一九 大川土建合資会社  
(ほ)第九七号 一〇、一九

所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
倉吉市大正町 大川 若松 昭三三、八、五  
一〇七九ノ五

公 告

昭和三十三年七月に実施した二級建築士資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十三年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年度二級建築士資格試験合格者

(一) 全科目合格者 四十四名

受付番号	氏 名	受付番号	氏 名
〃1	三浦 喜滋	い15	田中万寿治
〃2	川田敏三郎	い16	赤山 正恵
〃3	石黒 良介	い17	尾崎 明雄
〃4	山崎 範男	い19	遠藤 亀衛
〃6	稲村 静治	い22	細谷 智教
〃9	今崎 達美	い23	岸本秀二郎
〃10	沢田 雅生	い25	北山 亀藏
〃13	山下 実	い28	中川富久治
〃14	太田 輝男	い30	伊縫 弘

受付番号	氏 名	合格科目
い33	北村 一昭	は6
い35	石賀 将義	は10
い36	黒田 仁義	は16
い40	小谷 明夫	は18
ろ1	小山 弘史	は19
ろ5	河村 頼幸	は1
ろ8	武田 充	は2
ろ9	寺坂 昇	は3
ろ10	山本 正	は5
は1	山根 大治	は6
は2	吉本 弘美	は7
は3	清水 俊博	は9
は4	久葉 淳	は11

(二) 四科目合格者 十三名 (〇印は合格科目)

受付番号	氏 名	建築法規	建築構造	建築計画	建築設
い5	古田 斉	〇	〇	〇	〇
い7	丸山 隆昌	〇	〇	〇	〇

受付番号	氏名	合格科目					
		建築 法規	建築 構造	建築 計画	建築 製図	建築 設計	建築 設
四 二科目合格者 七名 (○印は合格科目)							
い31	戸田礼太郎						
ろ3	有本淳一郎						
ろ6	藤原泉						
は7	山本芳秋						
は11	米田宗年						
に4	広瀬忠良						
に8	茅野茂雄						
い26	高木雅喜						
い37	岩竹茂男						
い38	川原淳一						
ろ4	田内宏						
は12	清水武藏						
は13	松本信夫						
は15	西村寿雄						

受付番号	氏名	合格科目					
		建築 法規	建築 構造	建築 計画	建築 製図	建築 設計	建築 設
四 一科目合格者 六名 (○印は合格科目)							
い20	鳥越管雄						
ろ2	河村啓二						
ろ7	山中正夫						
ろ11	霧林博						
は5	佐々木三好						
は14	国本昌						